

「令和2年度若年者地域連携事業」  
に係る仕様書

## 第1 総則

### 1 事業名

令和2年度若年者地域連携事業

### 2 本事業の目的

若年者を取り巻く雇用環境については、完全失業率が改善傾向にあるものの、全年齢計に比べて高い水準で推移するとともに、フリーターについては平成30年において143万人となっており、また、大学卒業後3年以内の離職率が3割程度であるなど、一部で厳しい状況が続いていることから、若年者の個々のニーズに応じたきめ細かい就職支援が必要である。

若年者の就職支援については、平成15年6月「若者自立・挑戦プラン」に基づき、関係府省の政策の連携強化及び総合的な推進を図るとともに、地域による若年者対策への主体的な取組を推進するため、都道府県が地域による若年者のためのワンストップサービスセンター（通称ジョブカフェ。以下「センター」という。）を設置しているところである。

厚生労働省としては、都道府県の強み・特色を活かした若年者雇用対策を推進するため、若年者地域連携事業をセンター等において実施することとする。

### 3 事業の実施期間等

#### (1) 事業の実施期間

令和2年4月1日（予定）から令和3年3月31日まで

#### (2) その他

契約締結日（履行期間又は契約期間の初日）までに政府予算（暫定予算を含む。）が成立していない場合は、契約締結日は予算が成立した日以降とする。また、暫定予算となった場合は、契約内容等について変更が生じる可能性があるため、別途協議する。

### 4 委託費に関する考え方

(1) 受託者が、委託費として計上することができる経費は、本事業の実施に必要な経費に限られており、本事業の目的・性質になじまない経費を委託費に計上することはできない。具体的には仕様書別紙1を参照すること。

(2) 都道府県労働局（以下「労働局」という。）は、精算時に受託者の支出を精査し、不適切と認めた場合、その経費については支出を認めない。

- (3) 委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と契約額のいずれか低い額とする。
- (4) 経費が契約額を超える額については、受託者の負担とする。
- (5) 受託者は委託費の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。また、委託費は、専用の口座を単独で設け、他の事業とは別に管理すること。

#### 5 公正な取扱い

- (1) 受託者は、本事業実施に当たり、利用者に適切な支援を提供し、正当な理由なく支援の提供を拒んではならない。
- (2) 受託者は、本事業における利用者の取扱いについて、当該事業以外の場で自ら行う事業の利用の有無により区別してはならない。

#### 6 事業目標の設定

受託者は契約時において事業目標の設定を行い、事業実施期間中における事業評価を受けるものとする。

### 第2 若年者地域連携事業の詳細

#### 1 事業の概要

地域関係者との連携の下、若年失業者やフリーター等の若年者を広く対象に、若年労働者の早期離職を防止するとともに、安定した雇用に結びつけることを目的とし、地域の実情を踏まえ、以下の4に掲げる事業であって、都道府県及び都道府県労働局等により構成された協議会において選定された事業（職業紹介事業に該当する事業を除く。）を実施するため、労働局は適切と認められる民間事業者に対し、若年者地域連携事業を委託するものである。

#### 2 支援対象者

基本的に学生・生徒を含むおおむね35歳未満の若年者とするが、4における若年者向けの各種事業が当該者の就職を実現する上で効果的であると見込まれる場合については、地域の実情も踏まえ、協議会で協議のうえ、他の年齢層の者を支援対象者に含めても差し支えない。

#### 3 実施箇所

センター等において実施することを基本とする。

#### 4 事業の内容等

事業の内容については、次に掲げるそれぞれの事業のうち、事業者が提案すべき事業内容を仕様書別紙2に示すので、地域関係者との連携の下、相補的な事業内容となるよう検討すること。また、本事業における従来の実施状況に関する情報について仕様書別紙3に示すので参考とすること。なお、事業の内容等については協議会の議論により変更がある場合がある。

(1) 事業内容

- I 次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援
- II 地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス
- III UIJ ターン就職に係る支援
- IV 地域の人材流出防止・地元定着に係る支援
- V 都道府県が創意工夫し自ら企画・立案した、都道府県の強み・特色を活かした事業

また、事業を周知するためパンフレット、リーフレット等の作成及び配布、ホームページの活用等により効果的に広報を実施する。パンフレット等の作成の際は事前に労働局に相談を行うこと。

なお、ハローワーク単独で実施が可能なもの、都道府県の事業と重複するものは実施不可とする。

(2) 事業実施期間中における事業評価について

本事業における実績項目（利用者及び就職者）については、以下のとおり実績状況の確認を行うこととする。

- ① 各項目の年間における目標達成率が80%を下回らないよう努めるものとし、周知広報等必要な措置を実施者は講じるものとする。
- ② 報告対象実績項目について、半年ごとに1回の確認の結果、その時点の目標達成率が年間目標の40%を下回った場合には、実施者は、速やかに改善策を検討し、神奈川労働局担当職員の承認を得た後、改善を実施する。
- ③ 改善に必要な周知広報等、必要な措置にかかる費用については、実施者の負担により行うものとする。

(3) コーディネーター等の配置

(1)の事業の実施に係る責任者として、次の①から⑤までに掲げる職務を行うコーディネーターを配置する。

- ① 事業の企画及び実施に関する事務
- ② 事業の実施状況の实地確認

- ③ 事業の実施結果の取りまとめ
- ④ 関係行政機関、関係団体等との連絡調整
- ⑤ その他事業の実施に必要な事務

また、事業の実施に当たり、コーディネーターとともに必要な事務を行う事務員を配置することができる。

## 5 事業担当部局における進捗管理及び問題発生時の対応のあり方

### (1) 定例会議

- ・事業の進捗状況等を報告するため、神奈川県労働局の担当職員との会議を定期的に行うこと。当該会議の開催について、別紙4「実施計画」に記載すること。
- ・当該会議の開催の都度、原則、3営業日以内に議事録を作成し、関係者に内容の確認を行った上で、神奈川県労働局の担当職員の承認を得ること。

### (2) 問題発生時の連絡体制

情報漏えい及び事業計画に大幅な遅延等の問題が生じた場合は、以下の連絡先にその問題の内容について、速やかに報告すること。

(事業担当部局) 神奈川県労働局安定部安定課 電話番号045-650-2800

(契約担当部局) 神奈川県労働局総務部総務課 電話番号045-211-7350

## 6 成果物の確認

受託者は、本事業で作成した周知・広報に係る著作物を1冊のファイルにまとめ、成果物として提出すること。その際、委託者の指示により、全数検査又はサンプル検査を行い、品質保証を客観的に証明する資料を、成果物と併せて提出させる場合がある。検査の結果、著作物に不足がある等の支障が生じた場合、受託者は直ちに当該納入成果物を引き取り、必要な補正を行った後、指定した日時までに、補正が反映された成果物をすべて提出すること。

(仕様書 別紙1)

## 委託費の内容

委託事業の遂行に必要と認められる経費は、具体的には以下のとおり。

## 1 事業費

## I 次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援

中小企業職場見学会等の参加依頼状の印刷費、発送費、会場借料、広報啓発のためのポスター原画料、印刷費、パンフレット印刷費及びその他の経費

## II 地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス

セミナー等開催のための経費、講師謝金、会場借料、資料作成費、カウンセラー謝金、カウンセリング用パソコンのリース及び維持管理に要した経費、広報啓発のためのポスター原画料、印刷費、パンフレット印刷費及びその他の経費

## III UIJターン就職に係る支援

セミナー等開催のための経費、講師謝金、会場借料、資料作成費、広報啓発のためのポスター原画料、印刷費、パンフレット印刷費及びその他の経費

## IV 地域の人材流出防止・地元定着に係る支援

セミナー等開催のための経費、講師謝金、会場借料、資料作成費、広報啓発のためのポスター原画料、印刷費、パンフレット印刷費及びその他の経費

## V 都道府県が創意工夫し自ら企画・立案した、都道府県の強み・特色を活かした事業

上記に掲げる事業以外の事業の実施に要する謝金、旅費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、会場借料及びその他の経費

## 2 人件費

## ① 謝金

管理業務を行うコーディネーター等に係る謝金

## ② 諸税及び負担金

社会保険料及び労働保険料事業主負担分（法定額）

## 3 管理費（上記1に掲げるものは除く。）

## ① 旅費

都道府県、労働局等関係者との連絡調整に係る交通費、関係会議への出席旅費

## ② 庁費

備品費（基本的には賃貸借とし、賃貸借で調達できない特段の事情がある場合には、委託者と協議すること。）、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、光熱費、借料、回線使用料、福利厚生費等

## ③ 一般管理費

一般管理費の算出に当たって、一般管理費率を用いて算出する場合は、10%もしくは、以下の計算式によって算出された率のいずれか低い率とすること。

$$\text{一般管理費率} = ( \text{「販売費及び一般管理費」} - \text{「販売費」} ) \div \text{「売上原価」} \times 100$$

## 4 再委託費

本事業の再委託については、以下のとおりとする。

- ① 契約に係る事務又は事業の全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することは禁止する。

なお、再委託とは、本来受託者自ら行うべき業務の一部を効率性、合理性等の観点から例外的に外部発注するものであり、契約目的を達成するため遂行する一連の業務に付帯して印刷、通訳、翻訳等を外部の専門業者に発注することは再委託には、当たらないものとする。

- ② 委託業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分は再委託してはならない。
- ③ 契約金額に占める再委託契約金額の割合は、原則2分の1未満とする。
- ④ 業務の遂行において委託業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ〇〇労働局に申請し、承認を受けることとする。再委託先又は再委託を行う業務の範囲を変更する場合も同様とする。
- ⑤ 再委託を行う場合は、その最終的な責任は受託者が負うこと。

## 提案すべき事業内容について

○令和2年度

項目	必要性 (○=必須、×=不要、空欄=任意)	実施内容・実施趣旨	支援対象者数
I 次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援	○	<p>《人材不足分野に係る企業説明会・職場実習等》</p> <p>県内においては、雇用情勢の改善に伴い、多くの産業で人手不足感が顕著になっており（例えば、介護サービス・建設においては、30年度の有効求人倍率がそれぞれ4.73倍（全国4.06倍）、6.36倍（全国4.79倍）であり、直近元年年9月においても、それぞれ5.31倍（全国4.46倍）、5.62倍（全国5.20倍））若年層の労働力確保が急務となっている。</p> <p>このため、福祉・介護、保育、建設、運輸、警備、などの特に人手不足感が強い分野に対する若年者の理解を深め、活動の選択肢として捉えてもらうことにより、若年者労働力の確保を目指す。</p> <p>月1～2回程度のミニ企業説明会（面接会）及び年4回程度、人手不足分野に特化した合同企業説明会（1回あたり20社程度）を実施する。</p> <p>職場見学会等を定期的に開催し、併せて職場実習が可能な事業所では実習をお願いする。</p>	・979人
II 地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス	○	<p>《ネット環境の維持》</p> <p>当県においては、ジョブカフェを県東部（横浜市）に設置していることから、県中部（相模原等）・県西部（小田原等）からのアクセスが困難な者も一部、存在することから、各種セミナー予約、県の優良企業情報を含む就職関連情報の提供など、PCやスマートフォンからのアクセスを可能とするホームページを維持する必要がある。</p> <p>以前より若年者地域連携事業の中でジョブカフェにおいて開設しているホームページであることから、現行の機能を維持する必要があるため、次年度の受託事業者が変更となる場合には引継いでいただく。</p> <p>《高校等中退者に対する就職支援（セミナー）》</p> <p>高校中退率が1.6%と全国平均1.4%を上回っていることから（平成28年度、文科省）であることから、教育関係機関等と協力のもと、中退者等を対象とした就職支援セミナーを実施する必要がある。</p> <p>中退者に限定せず、保護者や学校関係者の参加も可能とする。</p> <p>開催周知・参加者募集に当たっては新聞折り込み広告等の活用も考える。</p>	<p>・年間アクセス数 40,000件以上</p> <p>・年4回実施 延べ40人以上</p>
III Uターン就職に係る支援	×		

IV	地域の人材流出防止・地元定着に係る支援	○	<p>《内定者に対する講習会の実施》 特に当県の場合は高卒者の県外就職割合が21.9%と全国平均19.5%（平成31年3月末現在、文科省調査）を上回る人口流出県であり、地元企業に就職した若年者を定着させることが課題となっていることから、採用が内定した若年者を対象に、職業生活に円滑に移行できるよう入職に向けた心構えやビジネスマナーを教示する講習会を実施するなど、地元定着を促す必要がある。 具体：就職希望者の多い高校を中心に連携を図り、学校の希望を踏まえ、内定者への基礎的ビジネススキルの習得や不安解消等、社会人醸成となるセミナーを事前授業形式で行うものと、比較的就職希望者の少ない学校の内定者を集めた集団形式のものを実施する。</p> <p>《若年労働者の職場定着促進に係る支援》 高卒者の県外就職割合が21.9%と全国平均19.5%（平成31年3月末現在、文科省調査）を上回る状況にあることから、県内就職者のさらなる地元定着及び人材流失を防止するとともに若年労働者の職場定着の促進を目的とし、職場でのコミュニケーション能力の向上や、職場における人間関係を円滑に構築するため、継続就業の動機付けに資する講習や相互交流会等を実施する必要がある。 今年度が高卒求人を出している県内企業に対し案内を送り、今年度就職した生徒・学生を中心に対象とした集団形式での異業種交流によるビジネスマナー・コミュニケーションの向上を図るセミナーを行うもの。</p>	<p>・年12回実施 延べ360人以上</p> <p>・年12回実施 延べ480人以上</p>
V	都道府県が創意工夫し自ら企画・立案した、都道府県の強み・特色を活かした事業	○	<p>《正規雇用を目指す雇用支援サービス》 非正規労働者の占める割合が39.7%（全国38.2%）、うち若年者（15～34歳）が35.7%（全国32.9%）（H29就業構造基本調査）となっていることから、県内における正規での就職を増やす必要がある。正規雇用を希望するも、「採用経験のない者」や「採用されても早期離職してしまう者」は、正社員への意欲や自信を失いかけているといった課題を抱えている。このため支援期間を2ヶ月とし、10名程度のグループ構成で就職活動での課題を共有しつつ、SST（ソーシャルスキルトレーニング）等を活用した雇用支援サービス（コミュニケーション能力の向上・雇用情勢・就活方法・応募書類・面接対策）及び個別カウンセリングを行い、同じ悩みを抱える者同士での課題解決を支援する必要がある。 対象者としては、現在ジョブカフェ等を利用されているにもかかわらず、なかなか就職が決まらない方や、限られた時間でのカウンセリングでは課題解決が困難と思われる方を想定している。</p>	<p>・年4回実施 各回10名程度</p>

その他、事業の実施にあたって求められる事項

- (1) 若年者地域連携事業の趣旨に基づき、神奈川県が行うジョブカフェ事業、併設されているハローワークとの連携を踏まえ、地域の実情に沿った取組を行う企画内容であること。
- (2) 事業の実施にあたっては、労働局・神奈川県と事前に協議・調整を行うこと。また、労働局・神奈川県から事業運営上必要な要請があった場合は、誠実に対応すること。
- (3) 本業務で配置するカウンセラーの他、県の委託により配置されるカウンセラーと十分な連携をとって円滑に業務を運営すること。
- (4) 市町村、地域経済団体、学校等と連携を図ること。
- (5) 若年者の就職支援経験のある専門スタッフ（キャリアカウンセラー）を次の（ア）～（カ）の要件をすべて充足するように配置すること。
  - （ア）社会人経験が10年以上の者、または、当該業務の担当者として同等の経験を有すると認められる者とする。
  - （イ）配置するキャリアカウンセラーは、キャリアカウンセラー国家資格を取得し、キャリアカウンセリング名簿に登録している者とする。
  - （ウ）若年者に対するカウンセラーとしての経験が1年以上あり、若年者への個別カウンセリング実績が800人（延べ数）以上ある者とする。
  - （エ）かながわ若者就職支援センターの開所中に配置することとし、月曜日から土曜日で合計週60枠以上（月平均260枠以上）のカウンセリングの対応ができる人数を確保すること。（カウンセリング概ね一人あたり1時間程度/回を「1枠」とする。）
  - （オ）利用者の利便性を考慮し、配置する各カウンセラーは原則週3日以上従事することとし、曜日による偏りのないよう配置すること。
  - （カ）カウンセラーの休憩時間については1時間、利用者の現状及び進路決定状況の確認等を行うフォローについては原則1時間設けること。
- (6) 当該業務遂行に係り、専任者（コーディネーター）の配置が可能となっているが、配置先については、労働局・神奈川県と事前に協議・調整を行うこと。
- (7) 現在、ジョブカフェにおいて開設しているホームページの維持管理・運営を行う。県よりホームページの更新や、セキュリティチェックの実施及び改善について依頼があった場合は、速やかに対応すること。
- (8) 福祉・介護分野への就職に関する支援業務を継続して実施すること。
- (9) 次の（ア）から（エ）のとおりパソコン等を継続して設置すること。
  - （ア）適職診断用パソコン1台、受付用パソコン1台、書類作成用パソコン1台、支援プログラム用パソコン1台の計4台（ノート型）を設置すること。
  - （イ）適職診断用パソコンにはキャリアインサイト（統合版）を搭載し、正常に稼働できるようにすること。
  - （ウ）適職診断用パソコン、受付用パソコン、書類作成用パソコンはネットワークに接続させること。
  - （エ）適職診断用パソコン、受付用パソコン、書類作成用パソコンはプリンターに接続し印刷できるようにし、支援プログラム用パソコンは別の専用プリンターを使い印刷できるようにすること。キャリア・インサイト（統合版）の利用に最低限必要な環境が整っているパソコンを設置すること。

《参考》

ジョブカフェ（かながわ若者就職支援センター）利用者男女比率 概ね男性6割、女性4割

## 従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)		
		平成29年度	平成30年度	平成31年度
人件費	常勤職員			
	非常勤職員			
物件費				
委託費等	委託費定額部分	24,699	21,665	21,393
	成果報酬等			
	旅費その他			
計(a)		24,699	21,665	21,393
参考値 (b)	減価償却費			
	退職給付費用			
	間接部門費			
(a)+(b)		24,699	21,665	21,393
(注記事項)				
委託費の内訳は以下のとおり。				
	平成29年度(契約額)	平成30年度(契約額)	平成31年度(契約額)	
1. 事業費				
・ ネットカウンセリング等の実績	2,000千円	754千円	500千円	
・ フリーター・年長フリーター等・高校中退者に対する就職支援	6,995千円	7,440千円	6,910千円	
・ 内定者に対する講習会の実施	756千円	260千円	370千円	
・ その他関連事業	3,304千円	580千円	1,330千円	
2. 管理費				
・ 人件費	8,510千円	8,086千円	9,460千円	
・ 回線使用料	240千円	0千円	180千円	
・ 旅費	33千円	120千円	250千円	
・ 庁費	1,032千円	2,820千円	808千円	
3. 消費税	1,829千円	1,605千円	1,585千円	
計	24,699千円	21,665千円	21,393千円	
(人件費の計上について)				
【管理費】				
平成29年度 8,510千円=コーディネーター、3人分(諸税及び負担額含)				
平成30年度 8,086千円=コーディネーター 3人分(諸税及び負担額含)				
平成31年度 9,460千円=コーディネーター、3人分(諸税及び負担額含)				

## 2 従来の実施に要した人員

(単位：人)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度
常勤職員			
コーディネーター	3	3	3
事務員	0	0	0
キャリアカウンセラー	3	3	3
非常勤職員	0	0	0

(業務従事者に求められる知識・経験等)

- ・セミナー、イベント等の企画、運営に従事した経験があること。
- ・事務作業に必要なパソコン操作のスキル（ワード・エクセル等）を有していること。
- ・コーディネーターについては、事業の運営に関して関係者（労働局、県、経済団体、学校、市町村等）との調整能力を有しており、雇用労働情勢に明るいこと。
- ・キャリアカウンセラーについては、次の（1）から（4）の要件をすべて充足する者であること。なお、ジョブ・カード制度における講習修了者を少なくとも1名配置すること。
- （1）社会人経験が10年以上又は当該業務担当者として同等の経験が認められる者。
- （2）キャリアカウンセラー国家資格を取得し、キャリアカウンセリング名簿に登録している者。
- （3）若年求職者に対するカウンセリング経験が概ね1年以上（対応者数800人（延べ数）以上うち公的案件400人以上）あることが望ましく、経験が無い場合は、若者と円滑なコミュニケーションをはかれる能力がある者とし、事前に若年求職者へのカウンセリングに関して十分な研修を行うこと。
- （4）他機関の職員等と十分なコミュニケーション、協力・信頼関係を築くことができ、円滑な業務遂行が可能であること。

3 年度別の事業実績について

	平成29年度		平成30年度		平成31年度
	目標	実績	目標	実績	目標(計画)
1. 若年者の採用拡大のための広報及び啓発等					
電車窓上広告の掲載	0	0	0	0	0
事業主に対して啓発リーフレットの送付	0	0	0	0	0
2. ネットカウンセリングの実施					
携帯適職診断アクセス数	20,000	126,426	20,000	45,570	20,000
3. 福祉・介護分野の企業説明会、職場見学会の実施					
実施回数		12			
参加者数	50	52			
4. フリーター等に対する就職支援			1660	557	1550
キャリアカウンセリング実施回数	1,000	2,168			
5. 年長フリーター等に対する就職支援					
キャリアカウンセリング実施回数	600	607			
6. 内定者に対する講習会の実施					
実施回数		20		12	
参加者数	360	522	360	494	360
7. ジョブカフェ相互の連携強化に対する支援					
実施回数	1	1	1	1	
8. 新入社員に対する講習会の実施					
実施回数		12		15	
参加者数	480	484	480	495	480
9. 高校生出前就職支援セミナーの実施					
実施回数		44			
参加者数	900	1,401			
10. 大学生等出前就職支援セミナーの実施					
実施回数		13			
参加者数	400	580			
11. 高校中退者に対する就職支援(セミナー)の実施					
実施回数				9	
参加者数			100	32	60
12. 正規雇用を目指すグループワークの実施					
実施回数					
参加者数			40	39	40

(注記事項)

・平成30年度より、項目3、4、5は支援対象者を合わせた数値を目標としている。